

身元保証サポート<施設入所特化型>の引受を開始 日本初の仕組みで生活保護受給者の方も安心してご利用頂けます

多様な介護保険外サービスを通じて高齢化社会の様々な問題に取り組むNPO法人ひとり暮らし高齢者の笑顔をつくる会（本部：大阪市浪速区、理事長：野崎ジョン全也）が、平成27年2月18日より、施設ごと、入所ごとに適正な料金を提示する身元保証の引受を開始します。特に、入所施設への金銭管理委託を条件に、月額施設利用料金1ヶ月分で身元保証をご利用頂ける仕組みは日本初となります。

<施設入所に特化した身元保証の目的と内容>

施設入所時に求められる身元保証は、施設費滞納等債務の履行責任はもとより、緊急時の駆けつけや万が一お亡くなりになった際の身柄引受および各種手続等非常に重い責任を伴うため、従来、近い親族にしか頼みづらいものでした。

ところが昨今、身寄りの無い方ばかりか、身内には身元保証を頼みづらいあるいは頼みたくないといった方が増えています。

ご結婚や転勤・海外赴任等親御さんと遠く離れてお住まいで、緊急時の駆けつけが困難といったご家族もたくさんおられます。

当会は、施設入所時の身元保証人にお困りで、かつ料金を極力抑えたいと考えておいでの方達の受け皿となるべく、以下内容で身元保証（連帯保証人・身元引受人）をお請けします。

- ・入所される施設の月額利用料金をベースに適正な料金を提示し、施設ごと、入所ごとの身元保証をお請けします。
- ・入所施設に金銭預託もしくは金銭管理を委託される方は、月額施設利用料金1ヶ月分の料金を身元保証をご利用頂けます。
- ・介護老人保健施設やショートステイは、利用料金の滞納が無いことを条件に、1回の契約で繰り返しご利用頂けます。
- ・日常のサポートや緊急時対応等は、ご利用頂いた分だけ都度お支払い頂く料金体系です。
- ・料金は掛け捨て。預託金（無利息でお預かりし、退所時や定められた期間経過後に返金する金銭）ではありません。

なお、判断能力が不十分な方や生活保護受給者の方も、入所施設への金銭管理委託を条件にお請け致します。特に、生活保護受給者の方で支払が困難な方は、ソーシャルワーカーやケースワーカー、ケアマネジャーを通じてご相談を頂ければ、身元保証サポート料金の分割払いや減免等状況にあわせた対応を検討させていただきます。

対象となる地域は大阪府内、近畿一部、金沢市、富山市内です。ただし、緊急時対応等で現地のソーシャルワーカーやケースワーカー、ケアマネジャーと連携ができる場合に限り、書類上の身元保証は日本国内全域でお請け致します。

<料金>

※記載されている料金は、税抜表示です。

身元保証<施設入所特化型>

サポート料金は月額施設利用料金をベースに算出し、お申し込みから24時間以内に利用可否と共に提示します。（除くショートステイ）
なお、月額施設利用料金は、賃料、管理・運営費、共益費、食費、介護保険負担額の合計で、オムツ等消耗品費を除く自己負担額です。

- ・入所施設に金銭預託もしくは金銭管理を委託される方および介護老人保健施設を利用される方
身元保証サポート料金 = 入所施設における入所当初の月額利用料金 × 1ヶ月分
※介護老人保健施設につきましては、施設への滞納が無いことを条件に、繰り返しご利用頂けます。
- ・入所施設に金銭預託もしくは金銭管理を委託されない方
身元保証サポート料金 = 入所施設における入所当初の月額利用料金 × 3ヶ月分
- ・ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用される方
身元保証サポート料金 = 一律 10,000 円

【オプション】生活/通院/外出/入院サポート ※大阪府内、近畿一部、金沢市、富山市内限定

詳しくは各サポートのご案内をご覧ください。

当該サポートの詳しい内容や必要書類等については、添付資料もしくはホームページを是非ご覧下さい。

http://www.npo1182.com/01_support/content/fidelity_guarantee/admission.htm

【リリースに関するお問い合わせ】

NPO法人ひとり暮らし高齢者の笑顔をつくる会 <http://www.npo1182.com> facebook: <https://www.facebook.com/npo1182>
本部・事務局 〒556-0023 大阪市浪速区稲荷一丁目5番39号ターミナルサイド太田702号 TEL:06-6585-7131 FAX:06-6585-7818
理事長 野崎ジョン全也（のざきじゅんまさや） 携帯:090-2172-0007 e-mail: nozaki@npo1182.com
取材広報のご協力、何卒よろしくお願い致します。